

## 褒賞規程

第1条 本会にレーザー学会功績賞、業績賞、奨励賞、論文発表賞を設定し、定時総会の席上で表彰を行う。また、産業賞を設定し、学会主催のレーザーEXPOにて表彰を行う。

2. 業績賞は論文賞と進歩賞とする。
3. 論文発表賞は優秀論文発表賞と論文発表奨励賞とする。

第2条 功績賞はレーザー学会の発展に特に顕著な功績のあった者に贈呈する。

第3条 論文賞は、会誌「レーザー研究」に発表された優秀なオリジナル論文の著者にオリジナル部門の論文賞を、優秀な解説論文の著者に解説部門の論文賞を贈呈する。

第4条 進歩賞はレーザーに関する研究及び製品の開発に関し、顕著な成果を示したもので、研究会および年次大会において発表されたものに対して贈呈する。

第5条 奨励賞はレーザーに関する研究で、きわめて示唆的かつ独創的で、将来性のあるものに対して贈呈する。

第6条 優秀論文発表賞は年次大会において、若手研究者が発表した優秀な論文に対して贈呈する。

第7条 論文発表奨励賞は年次大会において、若手研究者が発表した将来性のあるものに対し贈呈する。

第8条 産業賞は製品・新技術・実用化において、レーザー関連産業の発展に貢献し得る優秀なものに対して贈呈する。

第9条 受賞者は表彰の時点において、レーザー学会会員であるものとする。

第10条 受賞者には賞状を授与する。賞によっては、副賞を贈呈する。

第11条 理事会は賞選考委員会を設置する。

第12条 賞選考委員会は第2条から第7条に関わる表彰規程等を経て推薦されたものから受賞候補者を選考する。

第13条 理事会は賞選考委員会の選考結果を審議し、受賞者を決定する。

第14条 理事会は受賞者決定後該当者に通知し、かつ会誌に公示する。

第15条 本規程の改訂は理事会が定める。

本規程は昭和51年2月1日より実施する。

， ， ， ， ， 平成21年1月12日改訂，平成24年4月13日改訂，平成25年9月2日改訂

## 業績賞・進歩賞表彰規程

第1条 本規程は本会会員に対して行う表彰に関して定めたものである。

第2条 本表彰は、本会会員のレーザーに関する研究及び製品の開発に関し、顕著な成果を示したものに対し「進歩賞」を授与し、その功績を称えることを目的とする。

第3条 受賞者を定時総会開催時に表彰し、レーザー学会会長名の賞状および適宜副賞を授与する。

第4条 進歩賞の選定のため、研究委員会（以下委員会という）は下記の手順に従ってこれを行う。

- (1) 委員会は原則として表彰年の前年及び前々年の研究会および表彰年及び前年の年次大会において発表されたものの中から選考する。

(2) 委員会は授賞候補者を賞選考委員会に報告する。

第5条 本規程は賞選考委員会の承認を得て改定することができる。

本規程は平成24年4月14日より実施する。

平成26年4月18日，一部改訂

## 奨励賞表彰規程

第1条 本規程は本会会員に対して行う表彰に関して定めたものである。

第2条 本表彰は，本会若手会員のレーザーに関する研究で，きわめて示唆的かつ独創的で，将来性のあるものに対し「奨励賞」を授与し，その功績を称えることを目的とする。

第3条 受賞者を定時総会開催時に表彰し，レーザー学会会長名の賞状および適宜副賞を授与する。

第4条 奨励賞の選定のため，編集委員会および研究委員会（以下委員会という）は下記の手順に従ってこれを行う。

(1) 委員会は原則として表彰年の前年及び前々年の会誌「レーザー研究」，研究会，および表彰年及び前年の年次大会において発表されたものの中から選考する。

(2) 委員会は授賞候補者を賞選考委員会に報告する。

第5条 本規程は賞選考委員会の承認を得て改定することができる。

本規程は平成24年4月14日より実施する。

平成26年4月18日，一部改訂